

ID: 771

担当部署: ふるさと整備課

<b>処分の概要</b>	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令（第48条第4項の準用）		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第91条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<p><b>【基準】</b>                  準用する法第48条第4項と同様に法第48条第3項及び第4項の規定による。</p> <p>第48条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日